川崎市内に所在する特別養護者人ホームへの入居申込手続きについて

H31.2.1 川崎市健康福祉局高齢者事業推進課

川崎市では、市内に所在する特別養護老人ホームで統一の入居申込書を使用しています。

入居の必要度の高い方から優先的に入居できるよう、要介護度、その他の内容を点数化し、入居優先度の評価を 行います。

1 申し込みできる方(①または②に該当し、自宅での生活が困難な方)

- ① 介護保険の要介護認定が要介護3から5の方で、常に介護を必要とし、自宅では介護が困難な方
- ② 介護保険の要介護認定が要介護1または2の方で、申込書様式3「要介護1又は要介護2の方の申込チェックシート」の要件を満たしている方

2 申し込みの対象となる特別養護老人ホーム

「特別養護老人ホーム一覧」を参照してください。4人部屋が主体の「従来型」、居室は個室で、10名前後の個室を1ユニットとして居間などを共有スペースとする「ユニット型」の施設があります。

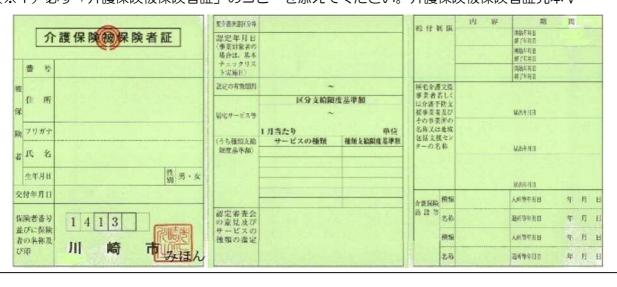
3 申し込み方法

入居を希望されている施設(原則 5 施設まで)を選択の上、郵送により**川崎市老人福祉施設事業協会**へ提出してください。

≪提出書類≫

- ●様式1 川崎市特別養護老人ホーム入居申込書(※1)
- ●様式2 生活状況等調書(※2)
- ●様式6 同意書
- ●要介護1・2の方のみ提出(※3)
- 様式3 要介護1又は要介護2の方の申込チェックシート
- ・様式4 要介護1又は要介護2の方の特別養護老人ホーム入居に係るケアマネージャー等意見書

(※1) 必ず「介護保険被保険者証」のコピーを添えてください。介護保険被保険者証見本↓



(※2)生活状況等調書の作成について

生活状況等調書の作成に当たって、不明な点がある場合は、<u>ケアプランを作成しているケアマネジャー(介護支援専門員)がいる場合は、記入内容の確認・相談をしてください。</u>

(※3)様式4「要介護1又は要介護2の方の特別養護老人ホーム入居に係る介護支援専門員等意見書」 の提出について

要介護1又は要介護2の区分の方は、④の入居判定委員会に先立ち、様式4「川崎市特別養護老人ホーム入居に係る介護支援専門員等意見書」の提出が必要になります。

様式4「川崎市特別養護者人ホーム入居に係る介護支援専門員等意見書」については、<u>ケアプランを</u> 作成しているケアマネジャーに作成を依頼してください。

施設入居等によって、ケアマネジャーの支援を受けることができない場合には、本人の状態を把握している方が作成するようにしてください。

4 作成手順

- ① 様式3「要介護1又は要介護2の方の申込チェックシート」で申込可否を確認(要介護1・2の方のみ)
- ② 川崎市老人福祉施設事業協会ホームページ等で申込希望施設を探す
- ③ 様式1、様式2、様式6(同意書)、要介護度1・2の方は様式3・様式4を作成 ⇒作成完了です

5 入居決定までの流れ

- ① 申込書類一式(※1)の提出・受理(申込者⇒川崎市老人福祉施設事業協会)
- ② 協会にて、申込内容をシステムに登録し、市が定める指針に基づき点数化
- ③ 各施設がシステムを確認し、入居順位名簿に登録
- ④ 入居順位が上位となった方への個別訪問・面接等(入居希望施設⇒申込者)
- ⑤ 各施設の「入居判定委員会」にて、点数及びその他個別の要件に基づき入居順位を決定
- ⑥ 入居決定の連絡(入居希望施設⇒申込者)
- ⑦ 入居契約
- ⑧ 施設への入居

(※1) 必ず「介護保険被保険者証」のコピーを添えてください。

6 入居判定について

入居の必要度の高い方から優先的に入居できるよう、要介護度、その他の内容を点数化して、入居判定の参考 としています。入居判定の詳細については、「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」を参照してください。

7 お申込後に状態が変わられた場合

入居申込をいただいた後、状態の変化や、介護者の変更、世帯構成の変化(家族と同居⇒独居 など)等があった場合については、様式5「入居申込状況変更(辞退)届」を、お申込いただいている川崎市老人福祉施設事業協会に提出してください。

≪入居申込状況変更(辞退)届の提出が必要な場合≫

~状況の変更~

- ・申込者の住所や連絡先が変わった場合
- ・待機場所に変更があった場合(例 在宅⇒病院 など)
- 入居を希望する理由に変更があった場合
- ・認知症等による症状に変化があった場合(例 頻度が増えた など)
- ・入居を希望する施設の数を増やしたい・変更したい・減らしたい場合

~申込の辞退~

・何らかの理由により、入居の必要がなくなった場合

くご注意>

要介護度が変わられた場合については、様式5「入居申込状況変更(辞退)届」の提出ではなく、新規及び継続の申込の時と同様に、様式1<u>(※1)</u>、様式2、様式6(同意書)、要介護度1・2の方は様式3・様式4の提出をお願いします。

(※1) 必ず「介護保険被保険者証」のコピーを添えてください。

8 お申込の継続について

入居申込をいただいた後、要介護度の認定有効期間の満了をもって、1度、入居申込についても有効期間の満了として取り扱うこととなる関係上、その後も特養への入居を希望される方については、入居申込書や新たな介護保険証の写し等、入居申込継続に必要な書類の作成をお願いすることになります。

これらの入居申込継続に必要な書類の提出は、原則として、要介護度の認定有効期間の満了日までをお願いしております。満了日までに提出が間に合わない場合は予め川崎市老人福祉施設事業協会まで御一報ください。

≪要介護度の認定有効期間の満了日が近づいた場合≫

満了日の前になりましたら、川崎市老人福祉施設事業協会より、更新の御案内をいたします。 この案内を確認し、次の書類を川崎市ホームページや各区役所の窓口で入手いただき、作成の上、 川崎市老人福祉施設事業協会へ御提出ください。

- ●様式1 川崎市特別養護老人ホーム入居申込書(※1)
- ●様式2 生活状況等調書
- ●様式6 同意書
- ●要介護1・2の方のみ提出
- ・様式3 要介護1又は要介護2の方の申込チェックシート
- ・様式4 要介護1又は要介護2の方の特別養護老人ホーム入居に係る介護支援専門員等意見書 (※1)必ず「介護保険被保険者証」のコピーを添えてください。

(送付先)

T213-0001

川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階 川崎市老人福祉施設事業協会